

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成31年3月8日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

北陸地方整備局長 吉岡 幹夫

- | 1 道路の種類及び路線名  | 占用を制限する区域                          | 図面縦覧場所                 |
|---|------------------------------------|------------------------|
| 一般国道8号<br>及び<br>一般国道17号   | 新潟市南区保坂字岡下一四四番一から同市南区鯉瀬字荒井一八四九番一まで | 北陸地方整備局及び<br>同局新潟国道事務所 |
| 2 制限の対象とする占用物件  |                                    |                        |
| 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 |                                    |                        |
| 3 占用を制限する理由   |                                    |                        |
| 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。  |                                    |                        |
| 4 占用の制限の開始の期日 平成31年3月10日  |                                    |                        |

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成31年3月15日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

北陸地方整備局長 吉岡 幹夫

- | 1 道路の種類及び路線名 | 占用を制限する区域                        | 図面縦覧場所                   |
|--------------|----------------------------------|--------------------------|
| 一般国道8号       | 小矢部市安楽寺字裏山六番地内                   | 北陸地方整備局及び<br>同局富山河川国道事務所 |
| 一般国道159号     | 石川県羽咋郡宝達志水町菅原ヤ一番一から同町菅原ク一一九番一まで  | 北陸地方整備局及び<br>同局金沢河川国道事務所 |
| 一般国道160号     | 七尾市庵町ウ五一番一から同市庵町ム七五番一まで          | 〃                        |
| 〃            | 氷見市泊字鬮ケ谷内一六四七番二から同市泊鬮ケ谷内一六五二番二まで | 北陸地方整備局及び<br>同局富山河川国道事務所 |
- 2 制限の対象とする占用物件  
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 占用を制限する理由  
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用の制限の開始の期日 平成31年3月16日

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成31年3月29日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

北陸地方整備局長 吉岡 幹夫

1 道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道8号	糸魚川市大字能生字中山七五五〇番二九から同市大字能生字屋敷七一九六番まで	北陸地方整備局及び 同局高田河川国道事務所
〃	糸魚川市大字歌字川向九二八番一から同市大字歌字川向九二八番八まで	〃

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日 平成31年3月30日